

低炭素建築物新築等計画に係る

技術的審査料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める株式会社C I 東海低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程（以下「業務規程」という。）第19条第1項の規定に基づき、株式会社C I 東海（以下「当機関」という。）が実施する技術的審査の業務の実施に係る料金について必要な事項を定める。

(技術的審査料金)

第2条 業務規程第19条第1項に定める技術的審査料金は、申請1件につき、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 建築物用途が住宅の場合は、別表第1による。
- (2) 建築物用途が非住宅の場合は、別表第2による。
- (3) 変更に係る場合は、前各号にそれぞれ0.5を乗じた金額とする。ただし、1円未満は切り捨てる。

(技術的審査料金の減額)

第3条 当機関は、業務規程第21条の規定により減額する場合は別途協議する。

(附則)

この規程は、平成25年2月1日より施行する。
この規程は、平成25年3月12日より施行する。
この規程は、平成26年4月1日より施行する。
この規程は、平成28年5月2日より施行する。
この規程は、平成29年4月1日より施行する。

技術的審査料金規程 別表（消費税別）

別表第1

	種 別		料 金	
一 戸 建 て の 住 宅	単 独 審 査	型式住宅等	21,000 円	
		上記以外	27,000 円	
	併願審査（設計住宅性能評価）		上記の1/3	
共 同 住 宅 （ 型 式 住 宅 等 ）	種 別		建 築 物 全 体	
	単 独 審 査	1 戸		住 戸 の み
		2 戸	37,000 円	21,000 円
		3～ 10 戸	31,000 円＋ （全戸数－1）×4,000 円	32,000 円
		11～50 戸	60,000 円＋ （全戸数－1）×1,500 円	26,000 円＋ （全戸数－1）×4,000 円
		51 戸以上	見積り	55,000 円＋ （全戸数－1）×1,500 円
	併願審査（設計住宅性能評価）		上記の1/2	
共 同 住 宅 （ 上 記 以 外 ）	種 別		建 築 物 全 体	
	単 独 審 査	1 戸		住 戸 の み
		2 戸	46,000 円	27,000 円
		3～ 10 戸	39,000 円＋ （全戸数－1）×6,500 円	41,000 円
		11～50 戸	80,000 円＋ （全戸数－1）×2,000 円	34,000 円＋ （全戸数－1）×6,500 円
		51 戸以上	見積り	75,000 円＋ （全戸数－1）×2,000 円
	併願審査（設計住宅性能評価）		上記の1/2	

別表第2

① 建築物の用途がホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途の場合

評価手法	標準入力法	主要室入力法	モデル建物法
～300 m ²	140,000 円		80,000 円
300 超～2,000 m ²	230,000 円		120,000 円
2,000 超～5,000 m ²	280,000 円		160,000 円
5,000 超～10,000 m ²	330,000 円		180,000 円
10,000 超～20,000 m ²	380,000 円		200,000 円
20,000 m ² 超	見積り		見積り

② 建築物の用途が①に掲げるもの以外の場合

評価手法	標準入力法	主要室入力法	モデル建物法
～300 m ²	100,000 円 (100,000 円)		50,000 円 (50,000 円)
300 超～2,000 m ²	140,000 円 (120,000 円)		80,000 円 (60,000 円)
2,000 超～5,000 m ²	180,000 円 (160,000 円)		100,000 円 (80,000 円)
5,000 超～10,000 m ²	210,000 円 (180,000 円)		120,000 円 (90,000 円)
10,000 超～20,000 m ²	240,000 円 (200,000 円)		140,000 円 (100,000 円)
20,000 m ² 超	見積り		見積り

※1 主要な用途が工場等の場合は () 内の料金の合計とする。

※2 複合建築物の料金は別表第 1 及び別表第 2 で算出した料金の合計とする。